特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含める ことで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和4年9月30日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	则沃2) 変更笛所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイル	太阳に扱う事務	
①事務の名称	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務	別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号
②事務の内容	法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保行う。情報提供に必要な情報を副本として中間サー〇事務全体の概要地方税法、関係法令、越谷市税条例、越谷市都資産)の所有者に対し固定資産税及び都可	D事務で取り扱う。 有期間が保有する特定個人情報について情報連携を
③対象人数		
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	固定資産税システム	
②システムの機能	税通知書、課税明細書、賦課決定通知書を発行す 2. 賦課決定・更正・取消	算・課税計算を行い、賦課決定・更正・取消を行なう。 が償却資産台帳を検索する。
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[O] 庁内連携システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 税務システム)
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム	ماكار)。)
②システムの機能	を付番する。各事務システムからの統合宛名番号! 及び中間サーバーに対し返却する。 (2)宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番 (3)中間サーバー連携機能	さに基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通 知
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[O] 庁内連携システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 税務システム)

システム3			
①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。 (1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 (2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 (3) 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、精報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 (4) 各業務システム接続機能 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 (6) 情報提供データベース管理機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 (8) セキュリティ管理機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 (8) セキュリティ管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 (10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。		
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム		
システム4			
①システムの名称	税宛名システム		
②システムの機能	1. 宛名情報の登録、照会、更新 2. 住登外宛名の登録、照会、更新 3. 納税管理人の登録、照会、更新 4. 相続人代表者の登録、照会、更新		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム []その他 ()		
システム5			
①システムの名称	審査システム (eLTAX)		
②システムの機能	地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものである。 ・地方税ポータルセンター(eLTAX)で受付けした電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受付けした電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)がら税務多ステムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査シスム(eLTAX)への連携:特別徴収税額通知データ・審査システム(eLTAX)には、次の機能がある。 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払いをする者から、地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ())		

システム6~10		
システム6		
①システムの名称	家屋評価システム	
②システムの機能	ハウサス 家屋評価調書を作成するための家屋評価システ ①図面入力による家屋評価計算及び平面図登録 ②過年度評価物件の減価計算を行う。 ③調査予定管理及び納税者通知を作成する。 ハウストレージ 全ての家屋評価調書の検索・参照・印刷	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []その他 ([] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [O] 税務システム)
システム7		
①システムの名称	固定資産業務支援システム	
②システムの機能	地、家屋等の現況確認資料の経年変化更新を行合理化の推進に資することを目的とする。 ①地番現況図 賦課期日時点の地番現況データの閲覧及び脚 ②家屋現況図 賦課期日時点の家屋現況データの閲覧及び脚 ③路線価図 賦課期日時点の路線価データの閲覧及び賦調 ④画地図	務の適正化、公平化を図るため、課税の基礎となる土 うっことにより、課税客体の適切な把握及び課税業務の は課期日後1年間の土地の異動についてデータ更新 は課期日後1年間の路縁の異動についてデータ更新 は期日後1年間の路線の異動についてデータ更新 は期日後1年間の画地の異動についてデータ更新 は期日後1年間の画地の異動についてデータ更新
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []その他 ([]庁内連携システム []既存住民基本台帳システム []税務システム
システム8		
①システムの名称	課税支援システム	
②システムの機能	・課税資料のイメージ照会	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []その他 ([] 庁内連携システム[] 既存住民基本台帳システム[] 税務システム)

3. 特定個人情報ファイル	名
固定資産税ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条
5. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携 ※
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項で、固定資産税に関わるもの (27の項)
6. 評価実施機関における	担当部署
①部署	行財政部資産税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

全ての記録項目

5保有開始日

⑥事務担当部署

別添1を参照。

平成28年1月1日

行財政部資産税課

1. 特定個人情報ファイル名 固定資産税ファイル 2. 基本情報 <選択肢>1)システム用ファイル2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ [システム用ファイル <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] ③対象となる本人の範囲 ※ 市内及び市外在住の納税義務者、納税管理人、相続人代表者 税の公平・公正な賦課を行なううえで、必要な範囲の特定個人情報が必要。 その必要性 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 100項目以上 1 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ・識別情報 [O]個人番号 [〇]個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [O]連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 •業務関係情報 主な記録項目 ※ []国税関係情報 「 **〇**]地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 [O]生活保護·社会福祉関係情報 []介護·高齢者福祉関係情報]雇用•労働関係情報 []年金関係情報 []学校·教育関係情報] 災害関係情報 Γ Γ] その他 () ・個人番号: 課税情報の個人を正確に特定するため ・その他識別情報(宛名コード): 個人番号との紐付けに必要 その妥当性 ・4情報、連絡先: 課税対象者に課税物件及び通知書送付先の確認等を行なうため ・地方税法:課税要件むの確認を行うため

3. 特定	個人情	報の入手・	使用	
①入手元 ※			[〇] 本人又は本人の代理人	
			[〇]評価実施機関内の他部署()	
			[O]行政機関·独立行政法人等 ()	
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ()	
			[]民間事業者 ()	
			[]その他()	
			[〇]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	J
②入手方	注		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム	
企 八十刀	<i>/</i> <u>L</u>		[〇]情報提供ネットワークシステム	
			[O]その他 (eLTAX)	
③使用目的 ※			 ・固定資産税の課税を行なうにあたり効率的に本人確認を行なえるよう個人番号を利用する 	
		使用部署	資産税課、北部出張所、南部出張所	
④使用の主体		使用者数	 <選択肢> (選択肢> 50人以上100人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 	
⑤使用方法			1. 課税台帳の整備 ・償却資産申告書に個人番号を出力し発送する。(プレ申告書の送付) ・納税義務者(代理人)より提出された償却資産申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の 人番号について内部識別番号である宛名コードと紐付ける。 2. 賦課決定・更正事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。 3. 固定資産税事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を利用する。	個
	情報の)突合	入手した情報と固定資産税システムの氏名・住所・生年月日・性別と突合し確認する。	
⑥使用開始日			平成28年1月1日	

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		(選択肢> (要託する) 変託する 2) 委託しない			
		(3)件			
委託事項1		固定資産税システムの保守運用業務委託			
		固定資産税の賦課に関するシステムの運用管理及び保守業務(帳票印刷業務を含む)			
①委託	托内容				
		<選択肢>			
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 [50人以上100人未満] 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託	托先名	株式会社アイネス			
		<選択肢> 「			
	④再委託の有無 ※	[再委託しない] 「			
再 委 託	 ⑤再委託の許諾方法				
託	○丹女にの11個月点				
	⑥再委託事項				
委託	事項2~5				
委託	事項2	税オンラインシステム(固定資産税)修正業務			
①委託内容		評価替年度(3年毎)の税制改正に対応し、システム改修を行う。			
		<選択肢> 1) 40 l + 滞			
②委託	氏先における取扱者数	[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上500人未満 6) 1000人以上500人未満 7			
	- 4 h	5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上			
③委託先名		株式会社アイネス 			
	@===== \\	<選択肢> 「			
	④再委託の有無 ※	[再委託しない] 「一件女託する」2) 丹女託しない			
再 委 託	⑤再委託の許諾方法				
乱					
	⑥再委託事項				
委託事項3		償却資産申告書データ入力業務			
①委託内容		税オンラインシステム(固定資産税)への償却資産申告書データの入力事務			
②委託先における取扱者数		 <選択肢> 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 			
③委託先名		株式会社アイネス			
		く選択肢>			
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
		 「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」に基づき、再委託は原則として禁止としているが、越			
	⑤再委託の許諾方法	谷市と委託先との協議の上、内部規定に定められた再委託理由に該当し越谷市の承諾があった場合に限り、再委託を認めている。			
	⑥再委託事項	償却資産申告書データ入力			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[]提供を行っている	()件	[] 移転を行っている	()件
旋浜・物料の角無	[〇]行っていない					

6. 特定個人情報の保管・消去

<越谷市における措置>

入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。

サーバーへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。

紙媒体については越谷市文書管理規程により施錠できるファイリングキャビネットに保管する。

電子記録媒体については、施錠できる場所に保管する。

保管場所 ※

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。

7. 備考

十地課税

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.固都区分,6.部分別区分,7.履歴番号,8.履歴区分,9.更正区分,10.登録年月日,11. 更新年月日,12.更新時間,13.取消年月日,14.仮更新,15.職員番号,16.部分別前年度課税標準額,17.部分別本則課税標準額,18.部分別負担水準,19.部分別課税判定コード,20.部分別暫定特例コード,21.部分別臨時特例コード,22.部分別その他特例コード,23.部分別条例減額コード,24.部分別当年度課税標準額,25.部分別前年度減額課税標準額,26.部分別当年度減額課税標準額,27.部分別前年度特例前課税標準額,28.部分別当年度特例前課税標準額

土地画地

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.画地番号本番,5.画地番号枝番,6.画地番号小枝番,7.履歴番号,8.履歷区分,9.更正区分,10.登録年月日,11.更新年月日,12.更新時間,13.取消年月日,14.仮更新,15.職員番号,16.画地代表物件番号,17.画地合計物件数,18.画地合計地積,19.画地計測地積,20.画地小規模地積,21.画地一般地積,22.画地非住宅個人地積,23.画地非住宅法人地積,24.画地住宅地積,25.画地非住宅地積,26.住宅認定,27.家屋区分,28.戸数,29.階層,30.居宅割合区分,31.居宅割合,32.按分方法,33.住宅割合,34.住宅床面積,35.住宅判定コード,36.小規模率強制,37.一般率強制,38.住宅率強制,39.小規模率入力,40.一般率入力,41.住宅率入力,42.小規模率,43.一般率,44.住宅率,45.被災住宅用地区分,46.被災年月日,47.被災特例開始年月日,48.被災特例終了年月日,49.専用戸数,50.専用一階床面積,51.専用合計床面積,52.以外併用00戸数,53.以外併用100一階床面積,54.以外併用100合計床面積,55.以外併用050戸数,56.以外併用050一階床面積,57.以外併用050一階床面積,63.併用100一階床面積,63.併用100合計床面積,64.併用075戸数,65.併用075一階床面積,66.併用075合計床面積,67.併用050戸数,68.併用050一階床面積,69.併用050合計床面積,70.併用適用無戸数,71.併用適用無一階床面積,72.併用適用無合計床面積,73.非住宅戸数,74.非住宅一階床面積,75.非住宅合計床面積,76.汎用区分501,77.汎用区分502,78.汎用区分503,79.汎用区分504,80.汎用面積505,81.汎用区分506,82.汎用面積507,93.汎用面積507,93.汎用面積508,94.汎用面積509,95.汎用面積510

土地現況

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.履歴番号,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11 取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.賦課使用区分,15.概調使用区分,16.登記番号,17.登記履歴番号,18.名寄コード地区,19.名寄コー |税目,20.名寄コード本番,21.所有者コード,22.画地番号本番,23.画地番号枝番,24.画地番号小枝番,25.区分所有親本番,26.区分所有親枝 番,27.区分所有親小枝番,28.表示順位,29.ソートNO,30.代表区分,31.宛名個法区分,32.免税点区分,33.亡区分,34.元物件番号,35.元物件 履歴番号,36.先物件番号,37.先物件履歴番号,38.課税地目,39.現況地目,40.比準地目,41.異動前地目,42.合併前地目,43.宅地比準区 分,44.課税地積,45.現況地積,46.市街化区域名,47.市街化区分,48.農地区分,49.進行率開始年,50.進行率,51.生産緑地指定区分,52.生産 緑地開始年月日.53.生産緑地終了年月日.54.農地転用農地法1.55.農地転用許可年月日1.56.農地転用事由1.57.農地転用地積1.58.農 地転用一時転用年月日1,59.農地転用一時転用期間1,60.農地転用農地法2,61.農地転用許可年月日2,62.農地転用事由2,63.農地転用 地積2,64.農地転用一時転用年月日2,65.農地転用一時転用期間2,66.異動事由1,67.異動事由2,68.更正事由1,69.更正事由2,70.更正事 由漢字1,71.更正事由漢字2,72.更正事由編集フラグ,73.決定通知,74.共有者数,75.非住宅按分個法区分,76.非住宅按分持分分子,77.非 住宅按分持分分母,78.小規模地積,79.一般地積,80.非住宅個人地積,81.非住宅法人地積,82.住宅地積,83.非住宅地積,84.当年度評価額 単価,85.当年度決定評価額,86.前年度決定評価額,87.前々年度決定評価額,88.前基準年度決定評価額,89.当年度時点修正率,90.小規 模決定評価額,91.一般決定評価額,92.非住宅個人決定評価額,93.非住宅法人決定評価額,94.評価下落率,95.小規模評価下落率,96.-般評価下落率,97.非住宅個人評価下落率,98.非住宅法人評価下落率,99.前基準年固定課税標準額,100.前基準年都計課税標準額,101. 前年度固定課税標準額,102.前年度都計課税標準額,103.本則固定課税標準額,104.本則都計課税標準額,105.当年度固定課税標準 額,106.当年度都計課税標準額,107.前年度固定減額課税標準額,108.前年度都計減額課税標準額,109.当年度固定減額課税標準 額,110.当年度都計減額課税標準額,111.固定算出税相当額,112.都計算出税相当額,113.固定控除相当額,114.都計控除相当額,115.固 定税相当額,116.都計税相当額,117.汎用区分301,118.汎用区分302,119.汎用区分303,120.汎用区分304,121.汎用区分305,122.汎用区分 306,123.汎用区分307,124.汎用区分308,125.汎用区分309,126.汎用区分310,127.汎用距離301,128.汎用距離302,129.汎用距離303,130. 汎用距離304,131.汎用距離305,132.汎用距離306,133.汎用距離307,134.汎用距離308,135.汎用距離309,136.汎用距離310,137.汎用面積 301,138.汎用面積302,139.汎用面積303,140.汎用面積304,141.汎用面積305,142.汎用面積306,143.汎用面積307,144.汎用面積308,145. 汎用面積309.146.汎用面積310.147.標準非課税コード,148.標準都計課税コード,149.標準市街化区分コード,150.標準軽減区分,151.標準 軽減コード1,152.標準軽減コード2,153.標準地目コード賦課,154.標準地目コード概要,155.課標強制区分,156.強制固定小規模課標,157. 強制固定一般課標,158.強制固定非住宅個人課標,159.強制固定非住宅法人課標,160.強制都計小規模課標,161.強制都計一般課 標,162.強制都計非住宅個人課標,163.強制都計非住宅法人課標,164.汎用日付301,165.汎用日付302,166.汎用日付303,167.汎用日付 304,168.汎用日付305,169.汎用テキスト301,170.汎用テキスト302,171.仮計算,172.開始マーク,173.終了マーク,174.グループNO

土地現況メモ

1.年度,2.物件番号,3.登録年月日,4.更新年月日,5.更新時間,6.職員番号,7.メモ

土地控除

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.控除種別,6.控除区分,7.履歴番号,8.履歴区分,9.更正区分,10.登録年月日,11.更新年月日,12.更新時間,13.取消年月日,14.仮更新,15.職員番号,16.減免継続フラグ,17.事由,18.対象戸数,19.非対象戸数,20.対象面積,21.率分子入力,22.率分母入力,23.率分子,24.率分母,25.根拠年月日,26.受付年月日,27.開始年度入力,28.開始年度,29.開始月,30.終了年度入力,31.終了年度,32.終了月,33.控除対象評価額入力,34.控除対象評価額,35.控除対象固定課税標準額入力,36.控除対象固定課税標準額,37.控除対象都計課税標準額入力,38.控除対象都計課税標準額入力,38.控除対象都計課税標準額入力,40.控除対象固定税相当額,41.控除対象都計税相当額入力,42.控除対象都計税相当額

土地地番

1.役所 二一 ド,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.登記番号,5.地番連番,6.登記履歷番号,7.履歷区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.地番区分,16.大字,17.小字,18.地番1,19.地番2,20.地番3,21.地番4,22.地番5,23.地番6,24.地番7,25.地番8,26.地番9,27.地番10,28.地番予備,29.所在地入力区分,30.編集地番,31.代表区分,32.区画整理区分,33.区画整理街区本番,34.区画整理街区枝番,35.区画整理街区孫番,36.区画整理画地本番,37.区画整理画地枝番,38.区画整理画地孫番

土地登記

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.登記番号,4.登記履歴番号,5.履歴区分,6.更正区分,7.登録年月日,8.更新年月日,9.更新時間,10.取消年月日,11.仮更新,12.職員番号,13.課税開始年,14.登記地目,15.登記地積,16.登記種別,17.登記目的,18.登記事由,19.登記内容,20.登記原因年月日,21.登記原因日不詳,22.登記異動年月日,23.管轄登記所コード,24.発行番号,25.整理番号,26.法務局受付年月日,27.法務局受付番号,28.物件キー,29.発行指定日,30.発行日,31.汎用区分101,32.汎用区分102,33.汎用区分103,34.汎用区分104,35.汎用区分105,36.汎用区分106,37.汎用区分107,38.汎用区分108,39.汎用区分109,40.汎用区分10,41.汎用距離101,42.汎用距離102,43.汎用距離103,44.汎用距離104,45.汎用距離105,46.汎用面積101,47.汎用面積102,48.汎用面積103,49.汎用面積104,50.汎用面積105,51.汎用日付101,52.汎用日付102,53.汎用日付103,54.汎用日付104,55.汎用日付105,56.汎用日付106,57.汎用日付107,58.汎用日付108,59.汎用日付109,60.汎用日付110,61.汎用漢字101,62.汎用漢字102,63.汎用漢字103,64.汎用漢字104,65.汎用漢字105

运分106,37.汎用运分107,38.汎用运分108,39.汎用运分109,40.汎用运分110,41.汎用起離101,42.汎用起離102,43.汎用起離103,44.汎用 距離104,45.汎用距離105,46.汎用面積101,47.汎用面積102,48.汎用面積103,49.汎用面積104,50.汎用面積105,51.汎用日付101,52.汎用 日付102,53.汎用日付103,54.汎用日付104,55.汎用日付105,56.汎用日付106,57.汎用日付107,58.汎用日付108,59.汎用日付109,60.汎用 日付110,61.汎用漢字101,62.汎用漢字102,63.汎用漢字103,64.汎用漢字104,65.汎用漢字105
土地登記メモ 1.年度,2.登記番号,3.登録年月日,4.更新年月日,5.更新時間,6.職員番号,7.メモ

土地評価

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.評価基準年,5.物件番号,6.履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月 日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.評価方法,16.計算区分,17.計算外区分,18.幅員,19.実測幅員,20.正面種別,21. 正面角地区分,22.正面路線番号,23.正面標準地番号,24.正面用途,25.正面筆間口,26.正面筆奥行,27.正面間口,28.正面奥行,29.正面平均 奥行強制,30.正面平均奥行,31.正面決定奥行強制,32.正面決定奥行,33.正面奥行価格補正率,34.正面間口狭小補正率,35.正面奥行長 大補正率,36.正面奥行短小補正率,37.正面三角地補正率,38.正面補正率6,39.正面補正率7,40.正面補正率8,41.正面補正率9,42.正面補 正率10,43.正面索引評点数,44.正面単位評点数,45.加算1種別,46.加算1角地区分,47.加算1路線番号,48.加算1標準地番号,49.加算1用 途,50.加算1筆間口,51.加算1筆奥行,52.加算1間口,53.加算1奥行,54.加算1平均奥行強制,55.加算1平均奥行,56.加算1決定奥行強制,57. 加算1決定奥行,58.加算1奥行価格補正率,59.加算1間口狭小補正率,60.加算1奥行長大補正率,61.加算1奥行短小補正率,62.加算1三角 地補正率,63.加算1補正率6,64.加算1補正率7,65.加算1補正率8,66.加算1補正率9,67.加算1影響加算率,68.加算1索引評点数,69.加算1 单位評点数,70.加算2種別,71.加算2角地区分,72.加算2路線番号,73.加算2標準地番号,74.加算2用途,75.加算2筆間口,76.加算2筆奧 行,77.加算2間口,78.加算2奥行,79.加算2平均奥行強制,80.加算2平均奥行,81.加算2決定奥行強制,82.加算2決定奥行,83.加算2奥行価 格補正率,84.加算2間口狭小補正率,85.加算2奥行長大補正率,86.加算2奥行短小補正率,87.加算2三角地補正率,88.加算2補正率6,89. 加算2補正率7,90.加算2補正率8,91.加算2補正率9,92.加算2影響加算率,93.加算2索引評点数,94.加算2単位評点数,95.加算3種別,96.加 算3角地区分,97.加算3路線番号,98.加算3標準地番号,99.加算3用途,100.加算3筆間口,101.加算3筆奥行,102.加算3間口,103.加算3奥 行,104.加算3平均奥行強制,105.加算3平均奥行,106.加算3決定奥行強制,107.加算3決定奥行,108.加算3奥行価格補正率,109.加算3間 口狭小補正率,110.加算3奥行長大補正率,111.加算3奥行短小補正率,112.加算3三角地補正率,113.加算3補正率6,114.加算3補正率 7,115.加算3補正率8,116.加算3補正率9,117.加算3影響加算率,118.加算3索引評点数,119.加算3単位評点数,120.奥行比準割合,121.形 状比準割合,122.その他比準割合,123.合計比準割合,124.想定不整形入力区分,125.想定間口,126.想定奥行,127.想定整形地積,128.想 定整形図面地積,129.達観順位,130.蔭地割合,131.蔭地不整形補正率,132.無道路区分,133.無道路近い奥行,134.無道路開設奥行,135. がけ地入力区分,136.がけ地地積,137.画地がけ地地積,138.高圧線下入力区分,139.高圧線下地積,140.画地高圧線下地積,141.三角地 入力区分,142.三角地形状,143.三角地角度,144.三角地面積,145.三角地補正適用結果,146.形状による比準割合,147.無道路補正率,148. 通路開設補正率,149.がけ地補正率,150.高圧線下補正率,151.三角地角度補正率,152.三角地面積補正率,153.三角地補正率,154.宅地 比準補正率9,155.宅地比準補正率10,156.宅地比準補正率11,157.宅地比準補正率12,158.宅地比準補正率13,159.所要補正入力区分 |01,160.所要補正コード01,161.所要補正距離01,162.所要補正地積01,163.所要補正率01,164.所要補正入力区分02,165.所要補正コード |02,166.所要補正距離02,167.所要補正地積02,168.所要補正率02,169.所要補正入力区分03,170.所要補正コード03,171.所要補正距離 |03,172.所要補正地積03,173.所要補正率03,174.所要補正入力区分04,175.所要補正コード04,176.所要補正距離04,177.所要補正地積 |04,178.所要補正率04,179.所要補正入力区分05,180.所要補正コード05,181.所要補正距離05,182.所要補正地積05,183.所要補正率 |05,184.所要補正入力区分06,185.所要補正コード06,186.所要補正距離06,187.所要補正地積06,188.所要補正率06,189.所要補正入力区 分07,190.所要補正コード07,191.所要補正距離07,192.所要補正地積07,193.所要補正率07,194.所要補正入力区分08,195.所要補正コー ド08,196.所要補正距離08,197.所要補正地積08,198.所要補正率08,199.所要補正入力区分09,200.所要補正コード09,201.所要補正距離 09,202.所要補正地積09,203.所要補正率09,204.所要補正入力区分10,205.所要補正コード10,206.所要補正距離10,207.所要補正地積 10,208.所要補正率10,209.所要補正入力区分11,210.所要補正コード11,211.所要補正距離11,212.所要補正地積11,213.所要補正率 11,214.所要補正入力区分12,215.所要補正コード12,216.所要補正距離12,217.所要補正地積12,218.所要補正率12,219.所要補正入力区 分13,220.所要補正コード13,221.所要補正距離13,222.所要補正地積13,223.所要補正率13,224.所要補正入力区分14,225.所要補正コ・ ド14,226.所要補正距離14,227.所要補正地積14,228.所要補正率14,229.所要補正入力区分15,230.所要補正コード15,231.所要補正距離 15,232.所要補正地積15,233.所要補正率15,234.所要補正入力区分16,235.所要補正コード16,236.所要補正距離16,237.所要補正地積 16,238.所要補正率16,239.所要補正入力区分17,240.所要補正コード17,241.所要補正距離17,242.所要補正地積17,243.所要補正率 17,244.所要補正入力区分18,245.所要補正コード18,246.所要補正距離18,247.所要補正地積18,248.所要補正率18,249.所要補正入力区 分19,250.所要補正コード19,251.所要補正距離19,252.所要補正地積19,253.所要補正率19,254.所要補正入力区分20,255.所要補正コ・ ド20,256.所要補正距離20,257.所要補正地積20,258.所要補正率20,259.所要補正入力区分21,260.所要補正コード21,261.所要補正距離 21,262.所要補正地積21,263.所要補正率21,264.所要補正入力区分22,265.所要補正コード22,266.所要補正距離22,267.所要補正地積 |22,268.所要補正率22,269.所要補正入力区分23,270.所要補正コード23,271.所要補正距離23,272.所要補正地積23,273.所要補正率 23,274.所要補正入力区分24,275.所要補正コード24,276.所要補正距離24,277.所要補正地積24,278.所要補正率24,279.所要補正入力区 分25,280.所要補正コード25,281.所要補正距離25,282.所要補正地積25,283.所要補正率25,284.鉄軌道用地区分,285.鉄軌道路線番 号,286.運送用面積,287.運送以外面積,288.面積補正有無,289.沿接土地価額,290.附近土地価額,291.鉄軌道索引評点数,292.鉄軌道单 位評点数,293.造成入力区分,294.造成の種別,295.造成費コード,296.擁壁有無,297.盛土高,298.造成費単価,299.造成費総額,300.合計単 位評点数,301.第1年度単価フラグ,302.第1年度単価入力値,303.第1年度評価額単価,304.第1年度修正前評価額,305.第1年度時点修正 率,306.第1年度評価フラグ,307.第1年度評価入力値,308.第1年度評価額,309.第2年度単価フラグ,310.第2年度単価入力値,311.第2年度 評価額単価,312,第2年度修正前評価額,313,第2年度時点修正率,314,第2年度評価フラグ,315,第2年度評価入力値,316,第2年度評価 額,317.第3年度単価フラグ,318.第3年度単価入力値,319.第3年度評価額単価,320.第3年度修正前評価額,321.第3年度時点修正率,322. 第3年度評価フラグ,323.第3年度評価入力値,324.第3年度評価額

十地分割

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.履歴番号,9.履歴区分,10. 更正区分,11.登録年月日,12.更新年月日,13.更新時間,14.取消年月日,15.仮更新,16.職員番号,17.分割区分,18.分割持分分子,19.分割持 分分母

土地名義

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.登記番号,4.登記履歴番号,5.名義人コード,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.使用者区分,15.位置,16.共有持分分子,17.共有持分分母,18.名義人氏名,19.名義人住所 20.名義編集フラグ

家屋階層

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.登記番号,4.登記履歴番号,5.名義人コード,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.使用者区分,15.位置,16.共有持分分子,17.共有持分分母,18.名義人氏名,19.名義人住所,20.名義編集フラグ

家屋現況

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.履歴番号,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11 取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.賦課使用区分,15.概調使用区分,16.登記番号,17.登記履歴番号,18.名寄コード地区,19.名寄コード 税目,20.名寄コード本番,21.所有者コード,22.画地番号本番,23.画地番号枝番,24.画地番号小枝番,25.区分所有親本番,26.区分所有親枝 番.27.区分所有親小枝番.28.区分所有子番号.29.表示順位.30.家屋データ区分.31.区分所有区分.32.登記区分.33.高床区分.34.ソート NO,35.代表区分,36.宛名個法区分,37.免税点区分,38.亡区分,39.市街化区域名,40.市街化区分,41.木非区分,42.決定通知コード,43.主附 区分,44.簡易附属屋区分,45.附属建物番号本番,46.附属建物番号枝番,47.建築年月日,48.建築年月日不詳,49.建築事由,50.取得年月 日,51.取得年月日不詳,52.新增改区分,53.滅失年月日,54.滅失年月日不詳,55.滅失事由,56.滅失区分,57.調査年月日,58.調査番号,59.課 税用途1,60.課税用途1面積不使用,61.課税用途1面積,62.課税種類1,63.課税種類1面積不使用,64.課税種類1面積,65.課税構造1,66.課 税構造1面積不使用,67.課税構造1面積,68.課税屋根1,69.課税用途2,70.課税用途2面積不使用,71.課税用途2面積,72.課税種類2,73.課 税種類2面積不使用,74.課税種類2面積,75.課税構造2,76.課税構造2面積不使用,77.課税構造2面積,78.課税屋根2,79.課税用途3,80.課 税用途3面積不使用,81.課税用途3面積,82.課税種類3,83.課税種類3面積不使用,84.課税種類3面積,85.課税構造3,86.課税構造3面積不 使用,87.課税構造3面積,88.課税屋根3,89.課税用途4,90.課税用途4面積不使用,91.課税用途4面積,92.課税種類4,93.課税種類4面積不 使用,94.課税種類4面積,95.課税構造4,96.課税構造4面積不使用,97.課税構造4面積,98.課税屋根4,99.課税用途5,100.課税用途5面積不 使用,101.課税用途5面積,102.課税種類5,103.課税種類5面積不使用,104.課税種類5面積,105.課税構造5,106.課税構造5面積不使 用.107.課税構造5面積.108.課税屋根5.109.主たる用途以外.110.住宅割合.111.貸家区分.112.ツーバイフォー.113.プレハブ.114.都道府県 評価区分,115.共有者数,116.世帯数,117.課税床面積1階,118.課税床面積1階以外,119.課税床面積合計,120.現況床面積1階,121.現況床 面積1階以外,122.現況床面積合計,123.滅失床面積1階,124.滅失床面積1階以外,125.滅失床面積合計,126.現況階層地上,127.現況階層 地下,128.決定評価額,129.固定課税標準額,130.都計課税標準額,131.固定算出税相当額,132.都計算出税相当額,133.固定控除相当 額,134.都計控除相当額,135.固定差引税相当額,136.都計差引税相当額,137.住宅部分面積,138.住宅部分以外面積,139.住宅部分評価 額.140.住宅部分以外評価額.141.異動事由1.142.異動事由2.143.更正事由1.144.更正事由2.145.更正事由漢字1.146.更正事由漢字 2,147.更正事由編集フラグ,148.決定通知,149.汎用区分301,150.汎用区分302,151.汎用区分303,152.汎用区分304,153.汎用区分305,154. 汎用区分306,155.汎用区分307,156.汎用区分308,157.汎用区分309,158.汎用区分310,159.汎用面積301,160.汎用面積302,161.汎用面積 303,162.汎用面積304,163.汎用面積305,164.汎用面積306,165.汎用面積307,166.汎用面積308,167.汎用面積309,168.汎用面積310,169. 汎用日付301,170.汎用日付302,171.汎用日付303,172.汎用日付304,173.汎用日付305,174.汎用日付306,175.汎用日付307,176.汎用日付 308,177.汎用日付309,178.汎用日付310,179.標準非課税コード,180.標準都計課税コード,181.標準市街化区分コード,182.標準軽減区 分,183.標準軽減コード1,184.標準軽減コード2,185.標準種類コード賦課,186.標準種類コード概要,187.標準構造コード賦課,188.標準構造 コード概要,189.標準木非コード,190.標準増改コード,191.標準滅失コード,192.現況種類漢字,193.汎用テキスト301,194.汎用テキスト 302,195.汎用テキスト303,196.汎用テキスト304,197.汎用テキスト305,198.汎用テキスト306,199.汎用テキスト307,200.汎用テキスト 308,201.汎用テキスト309,202.汎用テキスト310,203.汎用漢字301

家屋登記メモ

1.年度.2.物件番号.3.登録年月日.4.更新年月日.5.更新時間.6.職員番号.7.メモ

家屋現況階層

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.階層,6.履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.床面積

家屋現況地番

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.地番連番,6.履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11. 更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.地番区分,16.大字,17.小字,18.地番1,19.地番2,20.地番3,21.地番4,22.地番5,23.地番6,24.地番7,25.地番8,26.地番9,27.地番10,28.地番予備,29.所在地入力区分,30.編集地番,31.代表区分,32.区画整理区分,33.区画整理街区本番,34.区画整理街区校番,35.区画整理街区孫番,36.区画整理画地本番,37.区画整理画地校番,38.区画整理画地孫番

家屋控除

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.控除種別,6.控除区分,7.履歴番号,8.履歴区分,9.更正区分,10.登録年月日,11.更新年月日,12.更新時間,13.取消年月日,14.仮更新,15.職員番号,16.減免継続フラグ,17.事由,18.対象戸数,19.非対象戸数,20.対象面積,21.率分子入力,22.率分母入力,23.率分子,24.率分母,25.根拠年月日,26.受付年月日,27.開始年度入力,28.開始年度,29.開始月,30.終了年度入力,31.終了年度,32.終了月,33.控除対象評価額入力,34.控除対象評価額,35.控除対象固定課税標準額入力,36.控除対象固定課税標準額,37.控除対象都計課稅標準額入力,38.控除対象都計課稅標準額入力,38.控除対象都計課稅標準額入力,40.控除対象固定稅相当額,41.控除対象都計稅相当額入力,42.控除対象都計稅相当額

家屋地番

1.役所口一ド,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.登記番号,5.地番連番,6.登記履歷番号,7.履歷区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.地番区分,16.大字,17.小字,18.地番1,19.地番2,20.地番3,21.地番4,22.地番5,23.地番6,24.地番7,25.地番8,26.地番9,27.地番10,28.地番予備,29.所在地入力区分,30.編集地番,31.代表区分,32.区画整理区分,33.区画整理街区本番,34.区画整理街区枝番,35.区画整理街区孫番,36.区画整理画地本番,37.区画整理画地枝番,38.区画整理画地孫番

家屋登記

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.登記番号,4.登記履歴番号,5.履歴区分,6.更正区分,7.登録年月日,8.更新年月日,9.更新時間,10.取消年月日,11.仮更新,12.職員番号,13.課税開始年,14.データ区分,15.家屋番号1,16.家屋番号2,17.家屋番号3,18.家屋番号4,19.家屋番号5,20.家屋番号6,21.家屋番号7,22.家屋番号8,23.家屋番号9,24.家屋番号10,25.家屋番号予備,26.編集家屋番号,27.木非区分,28.高床区分,29.登記種別,30.登記目的,31.登記事由,32.登記内容,33.登記原因年月日,34.登記原因日不詳,35.登記異動年月日,36.管轄登記所コード,37.発行番号,38.整理番号,39.法務局受付年月日,40.法務局受付番号,41.物件

キ一,42.発行指定日,43.発行日,44.建築年月日,45.建築年月日不詳,46.建築事由,47.滅失年月日,48.滅失年月日不詳,49.滅失事由,50.滅失区分,51.登記総床面積,52.登記床面積1階,53.登記床面積1階以外,54.登記床面積合計,55.登記滅失床面積1階,56.登記滅失床面積1階以外,57.登記滅失床面積1階,56.登記滅失床面積1階以外,57.登記滅失床面積61,58.登記階層地上,59.登記階層地下,60.登記種類1面積不使用,62.登記種類1面積,63.登記構造1,64.登記構造1面積不使用,65.登記構造1面積,66.登記屋根1,67.登記種類2面積不使用,69.登記種類2面積,70.登記構造2,71.登記構造2面積不使用,72.登記構造2面積,73.登記屋根2,74.登記種類3,75.登記種類3面積不使用,76.登記種類3面積,77.登記構造3,78.登記構造3面積不使用,79.登記構造3面積,80.登記屋根2,74.登記種類4,82.登記種類4面積不使用,83.登記種類4面積,84.登記構造4,85.登記構造4面積不使用,86.登記構造4面積,87.登記屋根4,88.登記種類5,89.登記種類5面積不使用,90.登記種類5面積,91.登記構造5,92.登記構造5面積不使用,93.登記構造5面積,94.登記屋根4,88.登記種類5,89.登記相類5面積不使用,90.登記種類5面積,91.登記構造5,92.登記構造5面積不使用,93.登記構造5面積,94.登記屋根5,95.汎用区分101,96.汎用区分102,97.汎用区分103,98.汎用区分104,99.汎用区分105,100.汎用区分106,101.汎用区分107,102.汎用区分108,103.汎用区分109,104.汎用区分110,105.汎用面積101,106.汎用面積102,107.汎用面積103,108.汎用面積104,109.汎用面積105,110.汎用漢字101,111.登記種類漢字

家屋登記メモ

1.年度,2.登記番号,3.登録年月日,4.更新年月日,5.更新時間,6.職員番号,7.メモ

家屋評価

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.評価基準年,5.物件番号,6.履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.改築年月日1,16.改築年月日2,17.再評価年,18.単価区分,19.再建強制フラグ,20.当初単位再建費,21.前基準単位再建費,22.理論単位再建費,23.決定単位再建費,24.当初総再建費,25.前基準総再建費,26.理論総再建費,27.決定総再建費,28.変動率,29.経年減点区分,30.経年減点補正率,31.一点単価区分,32.一点単価,33.耐用年数,34.経過年数,35.経年調整年数,36.積雪寒冷地補正区分,37.積雪寒冷地補正率,38.損耗補正区分,39.損耗補正率,40.需給事情補正区分,41.需給事情補正率,42.その他1補正区分,43.その他1補正率,44.その他2補正区分,45.その他2補正区分,39.損耗補正率,46.比準補正区分,47.比準補正率,48.総合補正率,49.減価対象ビット,50.前基準評価強制フラグ,51.前基準評価額入力,52.前基準評価額,53.理論評価強制フラグ,54.理論評価額入力,55.理論評価額,56.評価強制フラグ,57.評価額入力,58.評価額,59.特例評価強制フラグ,60.特例評価額入力,61.特例評価額,62.汎用区分401,63.汎用区分402,64.汎用区分403,65.汎用区分404,66.汎用区分405,67.汎用面積401,68.汎用面積402,79.汎用面積401,73.汎用価格401,78.汎用価格402,79.汎用価格403

家屋分割

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.物件番号,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.履歴番号,9.履歴区分,10. 更正区分,11.登録年月日,12.更新年月日,13.更新時間,14.取消年月日,15.仮更新,16.職員番号,17.分割区分,18.分割持分分子,19.分割持分分母

家屋名義

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.登記番号,4.登記履歴番号,5.名義人コード,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.使用者区分,15.位置,16.共有持分分子,17.共有持分分母,18.名義人氏名,19.名義人住所,20.名義編集フラグ

償却サマリ

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.サマリ種類,9.履歴番号,10.履歴区分,11.更正区分,12.登録年月日,13.更新年月日,14.更新時間,15.取消年月日,16.仮更新,17.職員番号,18.ソートNO,19.宛名個法区分,20.免税点区分,21.申告区分,22.賦課期日帳簿価額,23.前年前取得評価額,24.前年中取得評価額,25.評価額合計,26.決定価格,27特例1コード,28.特例1軽減額,29.特例2コード,30.特例2軽減額,31.特例3コード,32.特例3軽減額,33.特例4コード,34.特例4軽減額,35.特例5コード,36.特例5軽減額,37.特例6コード,38.特例6軽減額,39.特例7コード,40.特例7軽減額,41.特例8コード,42.特例8軽減額,43.特例9コード,44.特例9軽減額,45.特例10コード,46.特例10軽減額,47.特例11コー

ド,48.特例11軽減額,49.特例12コード,50.特例12軽減額,51.合計特例額,52.補正控除額,53.課税標準額,54.前年度帳簿価額,55.前年度評価額,56.汎用フラグ401,57.汎用フラグ402,58.汎用フラグ403,59.汎用フラグ404,60.汎用フラグ405

償却控除

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.種類,9.資産コード,10. 控除種別,11.控除区分,12.履歴番号,13.履歴区分,14.更正区分,15.登録年月日,16.更新年月日,17.更新時間,18.取消年月日,19.仮更新,20. 職員番号,21.減免継続フラグ,22.事由,23.率分子入力,24.率分母入力,25.率分子,26.率分母,27.根拠年月日,28.受付年月日,29.開始年度入力,30.開始年度,31.開始月,32.終了年度入力,33.終了年度,34.終了月,35.控除対象帳簿価額入力,36.控除対象帳簿価額,37.控除対象評価額入力,38.控除対象評価額,39.控除対象帳簿相当税額入力,42.控除対象評価相当税額,43.控除対象価格,44.控除対象税相当額

償却市境

1.市境コード,2.登録年月日,3.更新年月日,4.更新時間,5.職員番号,6.市境名称,7.分子,8.分母,9.按分率

償却事申

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.履歴番号,9.履歴区 分,10.更正区分,11.登録年月日,12.更新年月日,13.更新時間,14.取消年月日,15.仮更新,16.職員番号,17.ソートNO,18.宛名個法区分,19.免 税点区分,20.明細有無,21.サマリ有無,22.配分有無,23.課税方法,24.課税区分,25.賦課区分,26.発送番号,27.発送日,28.発送区分,29.受付 年月日,30.申告区分,31.申告事由,32.増減なし,33.資産なし,34.大規模フラグ,35.法人番号,36.代表者氏名,37.屋号,38.所有者電話番号,39. 事業種目.40.事業内容.41.資本金.42.事業開始年月日.43.休業開始年月日.44.事業閉鎖年月日.45.従業員数.46.異動事由.47.異動年月 日,48.異動変更前,49.応答係,50.応答者,51.応答電話番号,52.税理士コード,53.税理士等の氏名,54.税理士等の電話番号,55.短縮耐用年 数の承認,56.増加償却の届出,57.非課税該当資産,58.課税標準の特例,59.特別償却又は圧縮帳簿,60.税務会計上の償却方法,61.青色 申告.62.借用資産有無.63.貸主の名称等.64.事業所用家屋の所有区分.65.決算期1.66.決算期2.67.申告価格未管理.68.取得価格前年前 取得1種,69.取得価格前年前取得2種,70.取得価格前年前取得3種,71.取得価格前年前取得4種,72.取得価格前年前取得5種,73.取得 価格前年前取得6種,74.取得価格前年前取得合計,75.取得価格前年中減少1種,76.取得価格前年中減少2種,77.取得価格前年中減少 3種,78.取得価格前年中減少4種,79.取得価格前年中減少5種,80.取得価格前年中減少6種,81.取得価格前年中減少合計,82.取得価格 前年中取得1種.83.取得価格前年中取得2種.84.取得価格前年中取得3種.85.取得価格前年中取得4種.86.取得価格前年中取得5 種.87.取得価格前年中取得6種.88.取得価格前年中取得合計.89.取得価格合計1種.90.取得価格合計2種.91.取得価格合計3種.92.取得 価格合計4種,93.取得価格合計5種,94.取得価格合計6種,95.取得価格合計合計,96.汎用フラグ101,97.汎用フラグ102,98.汎用フラグ 103,99.汎用フラグ104,100.汎用フラグ105,101.汎用フラグ106,102.汎用フラグ107,103.汎用フラグ108,104.汎用フラグ109,105.汎用フラグ 110.106.備者.107.納税者ID

償却事申メモ

1.年度,2.名寄コード地区,3.名寄コード税目,4.名寄コード本番,5.所有者コド,6.登録年月日,7.更新年月日,8.更新時間,9.職員番号,10.メモ

僧却所在地

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.一連番号,9.履歴番号,10.履歴区分,11.更正区分,12.登録年月日,13.更新年月日,14.更新時間,15.取消年月日,16.仮更新,17.職員番号,18.大字,19.小字,20.地番1,21.地番2,22.地番3,23.地番4,24.地番5,25.地番6,26.地番7,27.地番8,28.地番9,29.地番10,30.地番予備,31.所在地入力区分,32.編集地番,33.屋号,34.所有者電話番号,35.事業開始年月日,36.休業開始年月日,37.事業閉鎖年月日,38.補足事項,39.汎用フラグ601,40.汎用フラグ602,41.汎用フラグ603,42.汎用フラグ604,43.汎用フラグ605

償却所在地メモ

1.年度,2.名寄コード地区,3.名寄コード税目,4.名寄コード本番,5.所有者コード,6.一連番号,7.登録年月日,8.更新年月日,9.更新時間,10.職員番号,11.メモ

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.税理士コード,5.履歴番号,6.履歴区分,7.更正区分,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.取消年月日,12.仮更新,13.職員番号,14.税理士等カナ氏名,15.税理士等氏名,16.税理士等電話番号,17.税理士等郵便番号,18.税理士等住所,19.税理士等方書,20.汎用フラグ701,21.汎用フラグ702,22.汎用フラグ703,23.汎用フラグ704,24.汎用フラグ705

償却増加

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.種類,9.資産コード,10. 適用年度,11.履歴番号,12.履歴区分,13.更正区分,14.登録年月日,15.更新年月日,16.更新時間,17.取消年月日,18.仮更新,19.職員番号,20. 月数01,21.分子01,22.分母01,23.增加率01,24.月数02,25.分子02,26.分母02,27.增加率02

償却耐用年数

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.種類,9.資産コード,10. 適用開始年,11.履歴番号,12.履歴区分,13.更正区分,14.登録年月日,15.更新年月日,16.更新時間,17.取消年月日,18.仮更新,19.職員番 号,20.耐用年数

償却配分

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.配分区分,9.履歴番号,10.履歴区分,11.更正区分,12.登録年月日,13.更新年月日,14.更新時間,15.取消年月日,16.仮更新,17.職員番号,18.ソートNO,19.宛名個法区分,20.免税点区分,21.申告区分,22.決定価格1種,23.決定価格2種,24.決定価格3種,25.決定価格4種,26.決定価格5種,27.決定価格6種,28.決定価格種類なし,29.決定価格合計,30.特例適用分課標1種,31.特例適用分課標2種,32.特例適用分課標3種,33.特例適用分課標4種,34.特例適用分課標5種,35.特例適用分課標6種,36.特例適用分課標種類なし,37.特例適用分課標合計,38.特例適用外課標1種,39.特例適用外課標2種,40.特例適用外課標3種,41.特例適用外課標4種,42.特例適用外課標5種,43.特例適用外課標6種,44.特例適用外課標種類なし,45.特例適用外課標6種,44.特例適用外課標2種,40.特例適用外課標6種,44.特例適用外課標種類なし,45.特例適用外課標6種,46.課税標準額1種,47.課稅標準額2種,48.課稅標準額3種,49.課稅標準額4種,50.課稅標準額5百.計、提供之。1.課稅標準額6種,52.課稅標準額種類なし,53.課稅標準額合計,54.汎用フラグ301,55.汎用フラグ302,56.汎用フラグ303,57.汎用フラグ304,58. 汎用フラグ305

償却名寄

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.履歴番号,9.履歴区 分,10.更正区分,11.登録年月日,12.更新年月日,13.更新時間,14.取消年月日,15.仮更新,16.職員番号,17.更正決定事由1,18.更正決定事由 2.19.申告有無,20.明細有無,21.サマリ有無,22.配分有無,23.評価区分,24.課税方法,25.汎用フラグ501,26.汎用フラグ502,27.汎用フラグ 503,28.汎用フラグ504,29.汎用フラグ505,30.ソートNO,31.宛名個法区分,32.免税点区分,33.申告区分,34.取得価格前年前取得1種,35.取得 価格前年前取得2種,36.取得価格前年前取得3種,37.取得価格前年前取得4種,38.取得価格前年前取得5種,39.取得価格前年前取得6 種,40.取得価格前年前取得合計,41.取得価格前年中減少1種,42.取得価格前年中減少2種,43.取得価格前年中減少3種,44.取得価格前 年中減少4種.45.取得価格前年中減少5種.46.取得価格前年中減少6種.47.取得価格前年中減少合計.48.取得価格前年中取得1種.49.取 得価格前年中取得2種.50.取得価格前年中取得3種.51.取得価格前年中取得4種.52.取得価格前年中取得5種.53.取得価格前年中取得6 種,54.取得価格前年中取得合計,55.取得価格合計1種,56.取得価格合計2種,57.取得価格合計3種,58.取得価格合計4種,59.取得価格合 計5種,60.取得価格合計6種,61.取得価格合計合計,62.賦課期日帳簿価額1種,63.賦課期日帳簿価額2種,64.賦課期日帳簿価額3種,65.賦 課期日帳簿価額4種,66.賦課期日帳簿価額5種,67.賦課期日帳簿価額6種,68.賦課期日帳簿価額合計,69.前年前取得評価額1種,70.前年 前取得評価額2種,71.前年前取得評価額3種,72.前年前取得評価額4種,73.前年前取得評価額5種,74.前年前取得評価額6種,75.前年前 取得評価額合計,76.前年中取得評価額1種,77.前年中取得評価額2種,78.前年中取得評価額3種,79.前年中取得評価額4種,80.前年中取 得評価額5種,81.前年中取得評価額6種,82.前年中取得評価額合計,83.評価額合計1種,84.評価額合計2種,85.評価額合計3種,86.評価額 合計4種,87.評価額合計5種,88.評価額合計6種,89.評価額合計合計,90.補正控除額1種,91.補正控除額2種,92.補正控除額3種,93.補正控 除額4種,94.補正控除額5種,95.補正控除額6種,96.補正控除額合計,97.決定価格1種,98.決定価格2種,99.決定価格3種,100.決定価格4 種,101.決定価格5種,102.決定価格6種,103.決定価格首長決定分,104.決定価格知事決定分,105.決定価格大臣決定分,106.決定価格合 計,107.特例1コード,108.特例1軽減額1種,109.特例1軽減額2種,110.特例1軽減額3種,111.特例1軽減額4種,112.特例1軽減額5種,113.特 例1軽減額6種,114.特例1軽減額合計,115.特例2コード,116.特例2軽減額1種,117.特例2軽減額2種,118.特例2軽減額3種,119.特例2軽減 額4種,120.特例2軽減額5種,121.特例2軽減額6種,122.特例2軽減額合計,123.特例3コード,124.特例3軽減額1種,125.特例3軽減額2 種,126.特例3軽減額3種,127.特例3軽減額4種,128.特例3軽減額5種,129.特例3軽減額6種,130.特例3軽減額合計,131.特例4コード,132.特 例4軽減額1種,133.特例4軽減額2種,134.特例4軽減額3種,135.特例4軽減額4種,136.特例4軽減額5種,137.特例4軽減額6種,138.特例4軽 滅額合計,139.特例5コード,140.特例5軽減額1種,141.特例5軽減額2種,142.特例5軽減額3種,143.特例5軽減額4種,144.特例5軽減額5 種,145.特例5軽減額6種,146.特例5軽減額合計,147.特例6コード,148.特例6軽減額1種,149.特例6軽減額2種,150.特例6軽減額3種,151.特 例6軽減額4種,152.特例6軽減額5種,153.特例6軽減額6種,154.特例6軽減額合計,155.特例7コード,156.特例7軽減額1種,157.特例7軽減 額2種,158.特例7軽減額3種,159.特例7軽減額4種,160.特例7軽減額5種,161.特例7軽減額6種,162.特例7軽減額合計,163.特例8コ-ド,164.特例8軽減額1種,165.特例8軽減額2種,166.特例8軽減額3種,167.特例8軽減額4種,168.特例8軽減額5種,169.特例8軽減額6種,170. 特例8軽減額合計,171.特例9コード,172.特例9軽減額1種,173.特例9軽減額2種,174.特例9軽減額3種,175.特例9軽減額4種,176.特例9軽 減額5種,177.特例9軽減額6種,178.特例9軽減額合計,179.特例10コード,180.特例10軽減額1種,181.特例10軽減額2種,182.特例10軽減額 3種,183,特例10軽減額4種,184,特例10軽減額5種,185,特例10軽減額6種,186,特例10軽減額合計,187,特例11コード,188,特例11軽減額1 種,189.特例11軽減額2種,190.特例11軽減額3種,191.特例11軽減額4種,192.特例11軽減額5種,193.特例11軽減額6種,194.特例11軽減額 合計,195.特例12コード,196.特例12軽減額1種,197.特例12軽減額2種,198.特例12軽減額3種,199.特例12軽減額4種,200.特例12軽減額5 種,201.特例12軽減額6種,202.特例12軽減額合計,203.特例合計軽減額1種,204.特例合計軽減額2種,205.特例合計軽減額3種,206.特例 合計軽減額4種,207.特例合計軽減額5種,208.特例合計軽減額6種,209.特例合計軽減額首長決定分,210.特例合計軽減額知事決定 分,211.特例合計軽減額大臣決定分,212.特例合計軽減額合計,213.期末簿価調整額,214.課稅標準額1種,215.課稅標準額2種,216.課稅 標準額3種,217.課税標準額4種,218.課税標準額5種,219.課稅標準額6種,220.課稅標準額首長決定分,221.課稅標準額知事決定分,222. 課税標準額大臣決定分,223.課税標準額合計,224.前年度帳簿価額1種,225.前年度帳簿価額2種,226.前年度帳簿価額3種,227.前年度帳 簿価額4種,228.前年度帳簿価額5種,229.前年度帳簿価額6種,230.前年度帳簿価額合計,231.前年度評価額1種,232.前年度評価額2 種,233.前年度評価額3種,234.前年度評価額4種,235.前年度評価額5種,236.前年度評価額6種,237.前年度評価額合計,238.減免課税標 準額1種,239.減免課税標準額2種,240.減免課税標準額3種,241.減免課税標準額4種,242.減免課税標準額5種,243.減免課稅標準額6 種,244.減免課税標準額合計,245.減免税額1種,246.減免税額2種,247.減免税額3種,248.減免税額4種,249.減免税額5種,250.減免税額6 種,251.減免稅額合計,252.算出稅額,253.想定年稅額,254.特例該当明細数1種,255.特例該当明細数2種,256.特例該当明細数3種,257.特 例該当明細数4種,258.特例該当明細数5種,259.特例該当明細数6種,260.特例該当明細数合計,261.特例該当合計件数1種,262.特例該 当合計件数2種,263.特例該当合計件数3種,264.特例該当合計件数4種,265.特例該当合計件数5種,266.特例該当合計件数6種,267.特例 該当合計件数合計,268.補正控除件数1種,269.補正控除件数2種,270.補正控除件数3種,271.補正控除件数4種,272.補正控除件数5 種,273.補正控除件数6種,274.補正控除件数合計,275.総件数1種,276.総件数2種,277.総件数3種,278.総件数4種,279.総件数5種,280.総 件数6種,281.総件数合計

償却明細

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.名寄コード地区,5.名寄コード税目,6.名寄コード本番,7.所有者コード,8.種類,9.資産コード,10.履歴番号,11.履歴区分,12.更正区分,13.登録年月日,14.更新年月日,15.更新時間,16.取消年月日,17.仮更新,18.職員番号,19.ソートNO,20. 宛名個法区分,21.免税点区分,22.申告区分,23.異動事由,24.申告年,25.申告月,26.申告日,27.数量,28.取得時耐用年数,29.耐用年数改定有無,30.中古品フラグ,31.取替資産,32.製造年,33.製造月,34.製造日,35.取得年,36.取得月,37.取得日,38.価格区分,39.取得価格,40.品名,41.前年度帳簿価格入力,42.前年度帳簿価格,43.前年度評価額入力,44.前年度評価額,45.当年度帳簿価格,46.当年度評価額,47.当年度帳簿価格務,存率,48.当年度評価額残存率,49.当年度残存限度額,50.当年度帳簿価格残存到達,51.当年度評価額残存到達,52.価格判定区分,53.補正前決定価格,54.補正率A,55.補正率B,56.補正控除額A,57.補正控除額B,58.決定価格,59.課税標準額,60.増加事由,61.減修事由,62.減少区分,63.汎用フラグ201,64.汎用フラグ202,65.汎用フラグ203,66.汎用フラグ204,67.汎用フラグ205,68.標準非課税コード,69.標準減免コード,70.市境コード,71.減少数量,72.減少価格

共有基本

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.共有親キー,5.共有子キー,6.履歴番号,7.履歴区分,8.更正区分,9.登録年月日,10.更新年月日,11.更新時間,12.取消年月日,13.仮更新,14.職員番号,15.データ区分,16.資産区分,17.共有親コード,18.共有子コード,19.共有者数,20.位置,21.代表区分,22.持分不明,23.共有者不明,24.郵送区分,25.分割区分,26.持分分子,27.持分分母,28.固定按分分子,29.固定按分分母,30.都計按分分子,31.都計按分分母,32.部屋番号,33.汎用区分101,34.汎用区分102,35.汎用区分103,36.汎用区分104,37.汎用区分105,38.汎用日付101,39.汎用日付102,40.汎用日付103,41.汎用日付104,42.汎用日付105,43.汎用補正率101,44.汎用補正率102,45.汎用補正率103,46.汎用補正率104,47.汎用補正率105

共有基本メモ

1.年度、2.共有親キー、3.登録年月日、4.更新年月日、5.更新時間、6.職員番号、7.メモ

区分所有

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.区分所有親本番,5.区分所有親枝番,6.区分所有親小枝番,7.区分所有子番号,8.履歴番号,9.履歴区分,10.更正区分,11.登録年月日,12.更新年月日,13.更新時間,14.取消年月日,15.仮更新,16.職員番号,17.一部共用,18.特例共用,19.家屋なし,20.敷地権種別,21.分子,22.分母,23.敷地権率,24.部分率区分,25.部分率,26.補正区分,27.補正率,28.固定補正率,29.都計補正率

区分所有メモ

|1.年度,2.区分所有親本番,3.区分所有親枝番,4.区分所有親小枝番,5.区分所有子番号,6.登録年月日,7.更新年月日,8.更新時間,9.職員番 |号,10.メモ

区分所有名称

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.区分所有親本番,5.区分所有親枝番,6.区分所有親小枝番,7.履歴番号,8.履歴区分,9.更正区分,10.登録年月日,11.更新年月日,12.更新時間,13.取消年月日,14.仮更新,15.職員番号,16.共用区分,17.一部共用,18.特例共用,19.家屋なし,20.敷地権分母,21.区分所有名称

控除設定

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.通知書番号本番,9.通知書番号枝番,10.控除種別,11.控除区分,12.履歴番号,13.履歴区分,14.更正区分,15.登録年月日,16.更新年月日,17.更新時間,18.取消年月日,19.仮更新,20.職員番号,21.減免継続フラグ,22.事由,23.率分子入力,24.率分母入力,25.率分子,26.率分母,27.根拠年月日,28.受付年月日,29.開始年度入力,30.開始年度,31.開始月,32.終了年度入力,33.終了年度,34.終了月,35.固土地減免税額入力,36.固土地減免税額,37.都土地減免税額入力,38.都土地減免税額,39.固家屋減免税額入力,40.固家屋減免税額,41.都家屋減免税額入力,42.都家屋減免税額,43.償却減免税額入力,44.償却減免税額,45.償2減免税額入力,46.償2減免税額,47.固減免税額入力,48.固減免税額,49.都減免税額入力,50.都減免税額

証明発行管理

1.管理区分,2.名寄コード地区,3.名寄コード税目,4.名寄コード本番,5.物件区分,6.物件キー,7.物件キー2,8.物件キー3,9.物件キー4,10.登録 年月日,11.更新年月日,12.更新時間,13.職員番号,14.設定種別,15.期間区分,16.開始年月日,17.終了年月日,18.停止理由,19.備考

人的控除

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.通知書番号本番,9.通知書番号枝番,10.控除種別,11.控除区分,12.履歴番号,13.履歴区分,14.更正区分,15.登録年月日,16.更新年月日,17.更新時間,18.取消年月日,19.仮更新,20.職員番号,21.減免継続フラグ,22.事由,23.率分子入力,24.率分母入力,25.率分子,26.率分母,27.根拠年月日,28.受付年月日,29.開始年度入力,30.開始年度,31.開始月,32.終了年度入力,33.終了年度,34.終了月,35.固土地減免税額入力,36.固土地減免税額,37.都土地減免税額入力,38.都土地減免税額,39.固家屋減免税額入力,40.固家屋減免税額,41.都家屋減免税額入力,42.都家屋減免税額,43.償却減免税額入力,44.償却減免税額,45.償2減免税額入力,46.償2減免税額,47.固減免税額入力,48.固減免税額,49.都減免税額入力,50.都減免税額

涌番管理

1.通知書番号本番,2.通知書番号枝番,3.履歴番号,4.履歴区分,5.更正区分,6.登録年月日,7.更新年月日,8.更新時間,9.取消年月日,10.職員番号,11.データ種別,12.名寄コード地区,13.名寄コード税目,14.名寄コード本番

賦課宛名基本

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.通知書番号本番,9.通知書番号枝番,10.履歴番号,11.履歴区分,12.更正区分,13.登録年月日,14.更新年月日,15.更新時間,16.取消年月日,17.仮更新,18.職員番号,19.宛名送付区分,20.納組コード,21.口座銀行コード,22.口座店舗コード,23.口座余白1,24.口座科目,25.口座全分区分,26.口座番号,27.口座余白2,28.口座宛名コード,29.口座名義人,30.銀行名,31.店舗名,32.汎用区分201,33.汎用区分202,34.汎用区分203,35.汎用区分204,36.汎用区分205

賦課宛名個別

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番.8.通知書番号本番,9.通知書番号枝番,10.宛名個別種類,11.共有データ区分,12.資産区分,13.宛名コード,14.履歴番号,15.履歴区分,16.更正区分,17.登録年月日,18.更新年月日,19.更新時間,20.取消年月日,21.仮更新,22.職員番号,23.同一人コード,24.宛名送付区分,25.行政コード,26.個法区分,27.自治会コード,28.郵送パターン1,29.郵送パターン2,30.郵送パターン3,31.郵送パターン4,32.郵送パターン5,33.郵便番号,34.市内外区分,35.市内コード,36.市外コード,37.棟,38.番地,39.号,40.号枝番,41.号小枝番,42.漢字住所,43.漢字方書,44.カナ名称,45.漢字名称,46.共有者数,47.生年月日,48.性別,49.住基住喪区分,50.住民となった日,51.住記事由,52.住民でなくなった日,53.住喪事由,54.電話区分,55.電話番号,56.世帯コード,57.世帯主カナ氏名,58.世帯主漢字氏名,59.別名区分,60.別名カナ氏名,61.別名漢字氏名,62.汎用区分301,63.汎用区分302,64.汎用区分303,65.汎用区分304,66.汎用区分305

賦課異動対象 1.課税年度,2.データ種別,3.名寄コード地区,4.名寄コード税目,5.名寄コード本番,6.通知書番号本番,7.通知書番号枝番,8.登録年月日,9.更 新年月日,10.更新時間,11.職員番号,12.元名寄コード本番,13.土地,14.家屋,15.償却,16.共有,17.区分所有,18.税額,19.名寄処理,20.価格決 済,21.価格通知,22.納通発行,23.賦課決定,24.決定時調定番号

賦課基本

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.通知書番号本番,9.通知書番号技番,10.履歴番号,11.履歴区分,12.更正区分,13.登録年月日,14.更新年月日,15.更新時間,16.取消年月日,17.仮更新,18.職員番 号,19.調定年度,20.調定期別,21.調定番号,22.賦課決定日,23.更正年月日,24.発布年月日,25.調定外,26.税率索引区分,27.一般課税あ り,28.按分課税あり,29.区分予備,30.土地免税区分,31.家屋免税区分,32.償却免税区分,33.課税判定コード,34.人的減免入力区分,35.期 別税額強制,36.土地免税判定課標,37.固土地課標,38.固土地軽減税額,39.固土地猶予税額,40.固土地免除稅額,41.固土地条例減額稅 額.42.固土地減免税額物的.43.固土地減免稅額人的.44.固土地減免稅額合計.45.都土地課標.46.都土地軽減稅額.47.都土地猶予稅 額,48.都土地免除税額,49.都土地条例減額税額,50.都土地減免税額物的,51.都土地減免税額人的,52.都土地減免税額合計,53.固按分 親土地課標,54.固按分親土地軽減税額,55.固按分親土地猶予税額,56.固按分親土地免除税額,57.固按分親土地条例減額税額,58.固 按分親土地減免税額物的,59.固按分親土地減免税額人的,60.固按分親土地減免税額合計,61.固按分子土地課標,62.固按分子土地減 免税額人的,63.固按分子土地税額,64.都按分親土地課標,65.都按分親土地軽減税額,66.都按分親土地猶予税額,67.都按分親土地免 除税額,68.都按分親土地条例減額税額,69.都按分親土地減免税額物的,70.都按分親土地減免税額人的,71.都按分親土地減免税額合 計,72.都按分子土地課標,73.都按分子土地減免稅額人的,74.都按分子土地稅額,75.家屋免稅判定課標,76.固家屋課標,77.固家屋軽減 税額,78.固家屋猶予税額,79.固家屋免除税額,80.固家屋条例減額税額,81.固家屋減免稅額物的,82.固家屋減免稅額人的,83.固家屋減 免税額合計.84.都家屋課標.85.都家屋軽減税額.86.都家屋猶予税額.87.都家屋免除稅額.88.都家屋条例減額税額.89.都家屋減免稅額 物的,90.都家屋減免税額人的,91.都家屋減免税額合計,92.固按分親家屋課標,93.固按分親家屋軽減税額,94.固按分親家屋猶予税 額,95.固按分親家屋免除稅額,96.固按分親家屋条例減額稅額,97.固按分親家屋減免稅額物的,98.固按分親家屋減免稅額人的,99.固 按分親家屋減免税額合計,100.固按分子家屋課標,101.固按分子家屋減免税額人的,102.固按分子家屋税額,103.都按分親家屋課 標,104.都按分親家屋軽減税額,105.都按分親家屋猶予税額,106.都按分親家屋免除税額,107.都按分親家屋条例減額税額,108.都按分 親家屋減免税額物的,109.都按分親家屋減免税額人的,110.都按分親家屋減免税額合計,111.都按分子家屋課標,112.都按分子家屋減 免税額人的,113.都按分子家屋税額,114.償却免税判定課標,115.償却課標,116.償却軽減稅額,117.償却猶予税額,118.償却免除稅 額,119.償却条例減額税額,120.償却減免税額物的,121.償却減免税額人的,122.償却減免税額合計,123.償2課標,124.償2軽減税額,125. 償2猶予税額,126.償2免除税額,127.償2条例減額税額,128.償2減免税額物的,129.償2減免税額人的,130.償2減免税額合計,131.按分親 償却課標,132.按分親償却軽減税額,133.按分親償却猶予税額,134.按分親償却免除税額,135.按分親償却条例減額税額,136.按分親償 却減免稅額物的,137,按分親償却減免税額人的,138,按分親償却減免稅額合計,139,按分子償却課標,140,按分子償却減免稅額人 的,141.按分子償却稅額,142.按分親償2課標,143.按分親償2軽減稅額,144.按分親償2猶予稅額,145.按分親償2免除稅額,146.按分親償 2条例減額税額,147.按分親償2減免税額物的,148.按分親償2減免税額人的,149.按分親償2減免税額合計,150.按分子償2課標,151.按 分子償2減免税額人的,152.按分子償2税額,153.固課標,154.固算出税額,155.固減免税額入力,156.固差引税額中間值1,157.固差引税 額中間値2,158.固差引税額中間値3,159.固差引税額,160.固按分税額,161.固合計税額,162.都課標,163.都算出税額,164.都減免税額入 力,165 都差引稅額中間值1,166 都差引稅額中間值2,167 都差引稅額中間值3,168 都差引稅額,169 都按分稅額,170 都合計稅額,171.年 税額,172.前納報奨金,173.国保対象課税標準額,174.国保対象税額,175.第1期税額,176.第1期納期限,177.第2期稅額,178.第2期納期 限 179 第3期税額 180 第3期納期限 181 第4期税額 182 第4期納期限 183 随時01年度 184 随時01期別 185 随時01税額 186 随時01納 期限,187.随時02年度,188.随時02期別,189.随時02税額,190.随時02納期限,191.随時03年度,192.随時03期別,193.随時03税額,194.随時 03納期限,195.随時04年度,196.随時04期別,197.随時04税額,198.随時04納期限,199.随時05年度,200.随時05期別,201.随時05税額,202. 随時05納期限,203.随時06年度,204.随時06期別,205.随時06税額,206.随時06納期限,207.随時07年度,208.随時07期別,209.随時07税 額,210.随時07納期限,211.随時08年度,212.随時08期別,213.随時08税額,214.随時08納期限,215.随時09年度,216.随時09期別,217.随時 09税額,218.随時09納期限,219.随時10年度,220.随時10期別,221.随時10税額,222.随時10納期限,223.随時11年度,224.随時11期別,225. 随時11税額,226.随時11納期限,227.随時12年度,228.随時12期別,229.随時12税額,230.随時12納期限,231.土地筆数,232.土地課稅筆 数,233.土地非課稅筆数,234.家屋棟数,235.家屋課稅棟数,236.家屋非課稅棟数,237.土地地積,238.土地課稅地積,239.土地非課稅地 精 240.家屋面積.241.家屋課稅面積 242.家屋非課稅面積.243.土地評価額.244.家屋評価額.245.償却評価額.246.更正理由1入力区 分,247.更正理由1コード,248.更正理由1漢字,249.更正理由2入力区分,250.更正理由2コード,251.更正理由2漢字,252.減免理由入力区 分,253.減免理由コード,254.減免理由漢字,255.配番用ソートキー,256.ソート番号,257.通知書分類1,258.通知書分類2,259.通知書分類 3.260.通知書分類連番,261.按分元オーバーマーク,262.按分合算元情報本番01,263.按分合算元情報枝番01,264.按分合算元情報小枝 番01,265.按分合算元情報本番02,266.按分合算元情報枝番02,267.按分合算元情報小枝番02,268.按分合算元情報本番03,269.按分合 算元情報枝番03,270.按分合算元情報小枝番03,271.按分合算元情報本番04,272.按分合算元情報枝番04,273.按分合算元情報小枝番 04,274.按分合算元情報本番05,275.按分合算元情報枝番05,276.按分合算元情報小枝番05,277.汎用件数101,278.汎用面積101,279.汎 用価格101,280.汎用課標101,281.汎用件数102,282.汎用面積102,283.汎用価格102,284.汎用課標102,285.汎用件数103,286.汎用面積 103,287.汎用価格103,288.汎用課標103,289.汎用件数104,290.汎用面積104,291.汎用価格104,292.汎用課標104,293.汎用件数105,294. 汎用面積105,295.汎用価格105,296.汎用課標105,297.汎用件数106,298.汎用面積106,299.汎用価格106,300.汎用課標106,301.汎用件 数107,302.汎用面積107,303.汎用価格107,304.汎用課標107,305.汎用件数108,306.汎用面積108,307.汎用価格108,308.汎用課標 108,309.汎用件数109,310.汎用面積109,311.汎用価格109,312.汎用課標109,313.汎用件数110,314.汎用面積110,315.汎用価格110,316. 汎用課標110,317.汎用課標111,318.汎用課標112,319.汎用課標113,320.汎用課標114,321.汎用課標115,322.汎用課標116,323.汎用課 標117,324.汎用課標118,325.汎用課標119,326.汎用課標120,327.汎用課標121,328.汎用課標122,329.更正前調定番号,330.強制入力

賦課基本メモ

1.年度,2.データ種別,3.名寄コード地区,4.名寄コード税目,5.名寄コード本番,6.通知書番号本番,7.通知書番号枝番,8.登録年月日,9.更新年 月日,10.更新時間,11.職員番号,12.メモ

賦課物件

1.役所コード,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番,8.通知書番号本番,9.通知書番号枝番,10.履歴番号,11.名寄データ区分,12.物件キー,13.物件キー2,14.物件キー3,15.物件キー4,16.物件履歴番号,17.登録年月日,18.更新年月日,19.更新時間,20.取消年月日,21.職員番号,22.区分所有親本番,23.区分所有親枝番,24.区分所有親小枝番,25.部屋番号,26.区分所有名称,27.持分分子,28.持分分母,29.固定税相当額,30.都計税相当額

法務局入力

1.処理区分2.管轄登記所コード,3.発行番号4.整理番号,5.市町村名,6.通知書種類7.受付年月日,8.受付番号,9.種別,10.物件キー,11.発 行指定日,12.発行日,13.SEQ-NO,14.通知事項名,15.通知内容1,16.通知内容2,17.通知内容3,18.通知内容4,19.通知内容5,20.通知内容 6,21.通知内容7,22.通知内容8,23.通知内容9,24.通知内容10

賦課基本メモ

1.年度,2.データ種別,3.名寄コード地区,4.名寄コード税目,5.名寄コード本番,6.通知書番号本番,7.通知書番号枝番,8.登録年月日,9.更新年月日,10.更新時間,11.職員番号,12.メモ

賦課物件

1.役所3一片,2.合併前地区区分,3.課税年度,4.データ種別,5.名寄コード地区,6.名寄コード税目,7.名寄コード本番8.通知書番号本番,9.通知書番号枝番,10.履歴番号,11.名寄データ区分,12.物件キー,13.物件キー2,14.物件キー3,15.物件キー4,16.物件履歴番号,17.登録年月日,18.更新年月日,19.更新時間,20.取消年月日,21.職員番号,22.区分所有親本番,23.区分所有親枝番,24.区分所有親小枝番,25.部屋番号,26.区分所有名称,27.持分分子,28.持分分母,29.固定税相当額,30.都計税相当額

法務局入力

1.処理区分,2.管轄登記所コード,3.発行番号,4.整理番号,5.市町村名,6.通知書種類,7.受付年月日,8.受付番号,9.種別,10.物件キー,11.発行 指定日,12.発行日,13.SEQ-NO,14.通知事項名,15.通知内容1,16.通知内容2,17.通知内容3,18.通知内容4,19.通知内容5,20.通知内容6,21. 通知内容7,22.通知内容8,23.通知内容9,24.通知内容10

団体内統合

1.個人番号、2.情報提供用個人番号識別符号、3.団体内宛名番号

中間サーバー

1.情報提供等の記録等

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

固定資産税ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

1 住民からの入手 (1)住民からの申請においては、本人の個人番号カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類 の提示、対面による聞き取り等により対象者を特定する。 (2)情報入手の際は、本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法・番号法施行令(平成26年政令 第155号)及び番号法施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)に定めるもの(以下「身分証明書等」 という。)の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認し、対象者以外の情報入手をすること がないようにする。 リスクに対する措置の内容 (3)情報入手の際は、必要のない情報以外を記載することがないよう、様式を工夫する (4)窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、届出又は申請人が謝って不要な情報を記載す ることがないようにする。 2 他部署・他市町村からの入手 (1)他自治体及び他部署からの情報取得においては、個人番号及び基本4情報の合致により特定する。 (2)各庁内連携システムにおいては、情報の取得を必要情報のみに限定しており、それ以外の情報の取 得はできない構成となっている。 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(1)不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置

- ・本人又は代理人の申請については、賦課に係る資料となる旨説明して取得することで、不適切な入手を防止している。
- ・ユーザ単位にシステム権限を分けており、事務を行う上で必要最低限な項目だけに制限することで、ユーザがシステム上で不適切な方 法で入手が行えないよう対策を講じている。
- ②入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置
- ・住民からの申請においては、本人の個人番号カード又は個人番号通知カードにより、個人番号の確認を行い、本人確認書類の提示、 対面による聞き取り等により対象者を特定する。
- ・データ化してシステムに取り込む際に論理的エラーチェックを行い正確性を確保し、個人番号に加え基本4情報の合致により対象者の 確認を行う。
- ③入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置
- ・紙及び電子媒体により提出される賦課に係る資料は、作業場所を特定し鍵付きの保管庫に保管し漏えい・紛失を防止している。

3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク ②個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。 ③中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われて リスクに対する措置の内容 いる。 ④特定個人情報の中間サーバーへの連携を目的としており、その他のシステムに連携する機能は有し ていない。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク く選択肢と ユーザ認証の管理 「 行っている 1) 行っている 2) 行っていない ①システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とパスワードによる二要素認証とすることでなり ますしを防止している。 具体的な管理方法 ②職員が退職した等により、システムを利用しなくなった場合については、各事務を所管する事業課から の依頼に応じて、速やかにシステムの利用権限を消去することとしている。 その他の措置の内容 定期的にユーザIDの棚卸しを実施している。 <選択肢>
1) 特に力を入れている
3) 課題が残されている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 従業者が事務外で使用するリスクに対する措置
- (1)システムを利用する職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。
- (2)アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。
- 2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する処置
- |(1)各システム上の管理権限を与えられたもの以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託した								委託しない	
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク									
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めてい	る]	<選択肢> 1) 定めてい	る	2) 定め	ていない	
	規定の内容	重な保管	及び搬送、弾	季託の	禁止等、委	託目的以外(止、複写及び	理措置、秘密保 複製の禁止、事 。	
	そ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っ	ている]	<選択肢> 1) 特に力を 3) 十分に行	入れて行って っていない		に行っている 託していない	
	具体的な方法	市と委託この場合結すると	先との協議 <i>の</i> において、委	D上、正 託先は、 託契約を	当な事由に 越谷市との した者が委	より越谷市の の契約書と同 託先との契約	承諾があった 等の安全管理	場合に限り、 措置を講じら	止としているが、 再委託を認めて れる再委託契約 い監督し、その約	いる。 Dを締
その他の措置の内容		-								
リスク	への対策は十分か	[十分であ	。 る]	<選択肢> 1)特に力を 3)課題が残		2) 十分	である	

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ①委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する処置
- ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先に対して、秘密の保持、厳重な保管 及び搬送、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務付けている。また、 必要があると認められるときは、委託先に対し報告、検査等を求めることができる。
- ・「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先は、委託契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに越谷市に返還し、又は越谷市の指示若しくは承認があるときは、漏えいを来さない方法で確実に処分することを義務づけている。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 1提供・移転しない リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に [定めている] 1) 定めている 2) 定めていない 関するルール 【提供】 ・紙や外部媒体等を通じて特定個人情報を提供する場合、市で定める様式に記録を残すこととしている。 ・定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。 ルールの内容及び ルール遵守の確認方 【移転】 法 ・使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したものの み移転を許可することを内部規定に定めている。 ・定期的に情報セキュリティ研修を実施し、個人情報の取扱いについて指導している。 システム連携による移転・提供に関連する情報は全て履歴を記録している。 その他の措置の内容 <選択肢> Γ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ①不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置
- 【提供】
- ・紙や外部媒体等を通じて特定個人情報を提供する場合は必ず所属長の確認行為をするよう定めている。 【移転】
- ・庁内のデータ連携については、予め定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。
- ②誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
- 【提供】
- ・紙や外部媒体等を通じて特定個人情報を提供する場合は必ず所属長の確認行為をするよう定めている。
- ・システムを通じての提供の場合、対象となるデータや提供先はシステム制御により担保されている。
- 【移転】
- ・システムを通じての移転の場合、対象となるデータや移転先はシステム制御により担保されている。

]接続しない(提供) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク く固定貧産柷業務システムの連用における措直と ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可 証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、 情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つま り、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティ リスクに対応している。 リスクに対する措置の内容 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログア ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切な オンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機 能 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照 会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情 報へのアクセス制御を行う機能。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不正な提供が行われるリスク <固定資産税業務システムのソフトウェアにおける措置> ・情報照会・情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供 ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リ ストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワー システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した リスクに対する措置の内容 情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個 人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンラ イン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う 機能。 く選択肢と 十分である [1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)してお
- り、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に	行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 十分に行ってい		2) 十分に行っている	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり		2) 発生なし	
	その内容	_							
	再発防止策の内容	_							
その作	也の措置の内容	・を・・・ス・・制・ く・び混・クに・・部設・内・パス定側で 中門施在中を、中導部設・内・パス定して 間間錠に間刻が間入して、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、	しなサーニのでは、サー管より率ブナーになせーニーを入い口 ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ルム ら入ルをき取 保 プラムロラン サ電視的に 内室監視的 グ トフと避りに ファとと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと かっと か	「室のようでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	コには生体認証によりし、更には人が表現を行いる。また新種のる。。 いっぱ 生体認証を用記録している。 お措置 > には生体認証を用記録している。 る措置 > に横等 ターに構築 ータウイン サース 対策 ソフトをでて、必要に応じてもいる。	本る入退室記入 管理簿のログラ の不正プリンで いており、簡 への更 いたので いたので は いたので は いたので いたので いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので に れたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので は いたので に れたので は いたので は いたので に れたので に れたので に れたので に れたので に れたので に れたので に れたので に れたので に れたので に れたので れたので れたので れたので れたので れたので れたので れたので	ラムに対応するために、ウイル 単になりすましができないよう の入退室者管理、有人監視及 専用の領域とし、他テナントとの ングなどの脅威からネットワー 検知及び侵入防止を行うとと ーンファイルの更新を行う。	
リスク	への対策は十分か	[十分	かである]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 3) 課題が残される		2) 十分である	
			11			L = 14 m			

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

①特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。

- ②特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 ・保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、システムで判別して削除を実施する。 ・紙や電子媒体について、保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、溶解またはシュレッダー、データ消去等の確実な消去を行
- う。 ・特定個人情報が記録されていた電子機器については物理消去を実施する。

8. 1	8. 監査						
実施の有無		[〇] 自己点検	[] 内部監査	[〇]外部監査		
9. 1	従業者に対する教育・ ₹	落発					
従業	者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を. 3)十分に行	入れて行っている 2) 十分に行っている っていない		
					♪)についての研修を受講している。また、受講で 共有を図り、勉強の機会を与えている。		
	具体的な方法	ることとしている。	-ムの	運用に携わる職員	及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施す運用規則等について研修を行うこととしている。		

10. その他のリスク対策

・毋平、同報セヤユリナイに関連する思趣調宜を実施することとしている。 ・毎年、個人情報を取り扱う事業課の中から複数課所を選定し情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとし ている。

| <中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現 する。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136						
②請求方法	越谷市個人情報保護条例第14条に基づき、必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認め ていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。						
③法令による特別の手続	-						
④個人情報ファイル簿への不 記載等	-						
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
①連絡先	越谷市行財政部資産税課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9148						
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。						

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価							
①実施日	令和2年3月18日						
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)						
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】						
①方法	_						
②実施日・期間	-						
③主な意見の内容	-						
3. 第三者点検 【任意】							
①実施日	-						
②方法	_						
③結果	-						

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民税務部資産税課	行財政部資産税課	事後	平成28年度から、行政組織を 改正したことに伴う、部署名の 変更
平成28年4月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報⑥事務担当部署	市民税務部資産税課	行財政部資産税課	事後	平成28年度から、行政組織を 改正したことに伴う、部署名の 変更
平成28年4月1日		越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を 改正したことに伴う、部署名の 変更
平成28年4月1日		越谷市市民税務部資産税課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話:048-963-9148	越谷市行財政部資産税課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話:048-963-9148	事後	平成28年度から、行政組織を 改正したことに伴う、部署名の 変更
平成29年6月29日	I基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①所属長	石川 智啓	真子 憲一郎	事後	人事異動により変更
平成30年6月5日	特定個人情報保護評価書の 見直し	変更なし	変更なし	事後	
令和1年6月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	真子 憲一郎	課長	事後	様式の見直しによる記載事項 の変更

令和3年11月29日	I 関連情報 4.個人番号の利用 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項 別表第一の16の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	事後	評価書見直しによる変更
令和3年11月29日	ムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・27の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項で、固定資産税に関わるもの(27の項、28の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	番号法改正ならびに評価書見直しによる変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	番号法改正による変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	番号法改正による変更

令和4年9月30日	I基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第二欄(情報提供者)か「市町村長」の頃のつち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項で、固定資産税に関わるもの(27の項、28の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項で、固定資産税に関わるもの(27の項)	事後	評価書見直しによる変更
令和4年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)	[O]提供を行っている [O]移転を行っている	[0]行っていない	事後	評価書見直しによる変更